

給付金を装った 不審な訪問や電話・メール などにご注意ください!

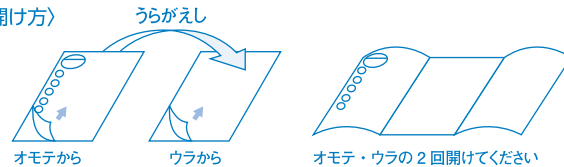
国税庁・税務署や自治体から皆さまに、
以下のお願いなどは、絶対に行いません。

- 銀行、コンビニエンスストアなどの
ATM(現金自動預払機)操作をお願いすること
- キャッシュカードの暗証番号を照会すること
- ATMを自分で操作して、自治体から給付金を振り込んでもらうこと
- 給付のために手数料などの振り込みを求めること
- メールやショートメッセージ(SMS)で
URLをクリックして給付金の申請や案内をすること

不審なときは

おかしいな、と思ったら一人で悩まず
最寄りの消費生活センターや
最寄りの警察署にご相談ください。

〈開け方〉



- ① ●ご案内は内側にあります。①②の順にゆっくりとはがしてご覧ください。②
※ハガキが水に濡れているときは、乾燥させてから開封してください。

給付の流れ(フロー図)

下記の①②のいずれかに該当しますか?

① オモテ面の不足額給付1の受給要件に該当する

(代表的な例)

- ・令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことで、所得税額が減少した。
- ・こどもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加したことで、定額減税可能額に不足を生じた。
- ・調整給付後に税額修正が生じたことで、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、本来給付されるべき額が増加した。
- ・令和5年度所得税・住民税ともに非課税であり、令和6年度に所得税が発生(就職等により)した。

② オモテ面の不足額給付2の受給要件に該当する

はい ↓

給付金の振込口座は、オモテの左表の
とおりでよろしいですか? (注)

※記載している振込口座は、過去に三原市からの公金振込等で把握できている口座情報を印字しております。

はい ↓

手続は不要です。
振込日まで、しばらくお待ちください。

この裏面も必ず開封してください。
重要なお知らせがあります。

この通知は、左面「不足額給付1」「不足額給付2」のいずれかに該当し、かつ、三原市にて給付に必要な情報(口座情報等)が把握できた方に発信させていただいております。

いいえ →

・給付を辞退する申請手続
・振込先口座の変更手続

を希望される方は下記の方法により
手続が必要です。
申し出期限までに
給付金コールセンター ☎0120-362-575
(通話料無料)へ申し出ください。
手続に必要な書類を郵送いたします。

いいえ →

申し出期限:
令和7年9月24日(水)

(注意) 変更手続をした場合、
オモテ面の振込予定日には振込できません。